

奈良県鉄道駅耐震補強事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 知事は、鉄道駅利用者の安全の向上を図るとともに、発災時における鉄道駅の緊急応急活動拠点機能を確保するため、主要な鉄道駅の耐震補強事業に要する経費の一部について、予算の範囲内で奈良県鉄道駅耐震補強事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助対象事業は、乗降客数が1日1万人以上の高架駅であつて、かつ、折り返し運転が可能な駅又は複数路線が接続する駅において、鉄道事業の用に供する鉄道駅の建築物及び緊急応急人員輸送の機能維持のために必要最小限の範囲の構造物で、柱、基礎等の補強により耐震補強を行う事業（以下「補助対象事業」という。）とする。

(交付の対象等)

第3条 知事は、鉄道事業者（西日本旅客鉄道株式会社を除く。）（以下「補助対象事業者」という。）が行う補助対象事業に必要な経費のうち、本工事費及び附帯工事費（移転補償費は含まない。）（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、国の補助する額の1/2以内であつて、地元市の補助する額以内とし、かつ、補助対象経費に1/6を乗じて得た額を限度とする。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、交付申請書（第1号様式）に実施計画書（第2号様式）を添付して、知事に提出するものとする。

2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金交付決定の通知等)

第6条 知事は、補助金の交付を決定したときは、交付決定通知書（第3号様式）により補助対象事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、当該申請に係る事項について条件を附することができる。

(補助事業計画の変更等)

第7条 補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の計画の変更に関して、規則第5条第1項第1号の規定による知事の承認を受けようとするときは、補助対象事業者は計画変更承認申請書（第4号様式）に実施計画変更書（第2号様式）を添付して知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、工事件名ごとの工事費の流用先の費用が、当初計画額の30%以内の増額又は1千万円以内の増額のいずれか低い額の変更にあっては、この限りではない。

- 2 補助事業の中止又は廃止に関して、規則第5条第1項第2号の規定による知事の承認を受けようとするときは、補助対象事業者は中止（廃止）承認申請書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、補助事業の計画の変更を承認したときは、計画変更承認通知書（第4-2号様式）により補助対象事業者に通知するものとする。
- 4 知事は、補助事業の中止又は廃止を承認したときは、中止（廃止）承認通知書（第5-2号様式）により補助対象事業者に通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第8条 補助対象事業者は、規則第6条の規定による通知を受けた日から起算して30日以内にその理由を記載した書面を知事に提出することにより、補助金交付申請を取り下げることができる。

(状況報告)

第9条 補助対象事業者は、補助事業について毎四半期終了後10日以内又は、知事の請求があったときは速やかに、実施状況報告書（第6号様式）に実施状況表（第6-2号様式）を添付して、知事に提出しなければならない。

- 2 補助対象事業者は、補助事業が年度内に完了しないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、実施状況報告書（第6号様式）に実施状況表（第6-3号様式又は第6-4号様式）を添付して知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助対象事業者は、補助事業完了の日から20日を経過した日又は補助金の交付を受けようとする年度の3月末のいずれか早い日までに、完了実績報告書（第7号様式）を知事に提出しなければならない。ただし、補助事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、補助金の交付を受けようとする年度の3末日までに終了実績報告書（第8号様式）を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 知事は、前条に定める実績報告書の提出を受けたときは、規則第13条の規定により補助金の額を確定し、確定通知書（第9号様式）を補助対象事業者に送付する。ただし、知事は、事業の円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、規則第4条に規定する補助金の交付の決定をした額の全部又は一部を概算払いにより交付する。

2 補助対象事業者は、前項ただし書の規定による補助金の交付を受けようとするときは、概算払請求書（第10号様式）を知事に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第12条 知事は、補助対象事業者が県補助金の交付を受けたにもかかわらず、当該年度内（出納整理期間を含む。）に国から地元市と奈良県の合計額以上の補助金の交付を受けなかった場合、又は地元市から奈良県と同額以上の補助金の交付を受けなかった場合は、補助金の全部又は一部の返還を補助対象事業者に対して命ずるものとする。

2 知事は、補助対象事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その越える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(補助金の整理)

第13条 補助対象事業者は、補助事業に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の帳簿の内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(取得財産の整理)

第14条 補助対象事業者は、補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）に関する特別の帳簿を備え、取得財産等を取得し、又は効用の増加した時期、所在場所、価格及び取得財産に係る補助金等の取得財産の状況が明らかになるように整理しなければならない。

(帳簿等の保存)

第15条 補助対象事業者は、次に掲げる帳簿等を、知事が別に定める期間保存しておかなければならない。

- (1) 第13条第1項に規定する帳簿
- (2) 取得財産の得喪に関する書類
- (3) 取得財産の現状把握に必要な書類及び資料類

(取得財産の管理等)

第16条 補助対象事業者は、取得財産について、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(取得財産の処分の制限)

第17条 規則第20条ただし書の知事の定める期間は、補助対象事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分の制限期間(平成22年国土交通省告示第505号)に定める期間又はそれに準ずるものと認められる期間とする。

(監督)

第18条 知事は、必要と認めるときは、補助対象事業者に対して補助事業の実施状況及び補助金の整理について検査を行い、又は報告を求めることができる。

附 則

- 1 この交付要綱は、平成24年2月17日から施行する。